

## 専門職大学院設置基準等の改正について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 平成28年8月に取りまとめられた中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」等に基づき、社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や専門職大学院特徴を伸ばすための取組を促進させ、高度専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、専門職大学院の専任教員に係る要件の緩和や専門職大学院と専門職大学院以外の学部や修士課程等との連携の強化等を推進するとともに、法科大学院の入学者の質の確保及び各法科大学院の創意工夫による適切な入学者選抜が実施できる環境を整備する観点から、法科大学院の入学者選抜に関し、引き続き法学未修者等を入学させるよう努めるものの、その者の割合が3割以上となるよう規定している条文を削除するため、専門職大学院設置基準及び関連告示について、所要の規定の整備を行う。

### 2. 改正の概要

#### (1) 専門職大学院設置基準の一部改正

専門職大学院の専任教員は、教育上支障を生じない場合には、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員が兼務することを可能とする旨を定める。

（修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。以下「博士前期課程」という。）又は他の専門職学位課程の教員については、専門職学位課程を新設してから5年を経過するまでの間に限る。）

なお、兼務することのできる者については、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示53号）において定めることとする。

（第5条関係）

#### (2) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正

- ① 専門職学位課程と学部又は修士課程、博士前期課程若しくは他の専門職学位課程の専任教員を兼ねることのできる者の数は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。

（第1条関係）

- ② 法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合は、本告示第1条第1項に定める最小専門職大学院別専任教員数を減ずることができるよう規定を改め、7人とする。

（第1条関係）

- ③ みなし専任教員の授業科目の担当単位数である「6単位」を「4単位」とする。

（第2条関係）

- ④ 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち法学未修者等を3割以上となるよう努めることとしている規定を削除する。

（第3条関係）

#### (3) その他

その他これらの改正に伴う所要の改正を行うこととする。

### 3. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。





## ②法科大学院のほかに法学分野の専門職学位課程を置く際の教員基準の緩和

目的： 渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やN G Oで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進  
 対応： 法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院に必要な専任教員数は据え置き）**  
 （現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五以上から三以上置くこととし、軽減している）

## ③みなし専任教員の要件緩和

目的： ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々の上のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す  
 対応： 「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

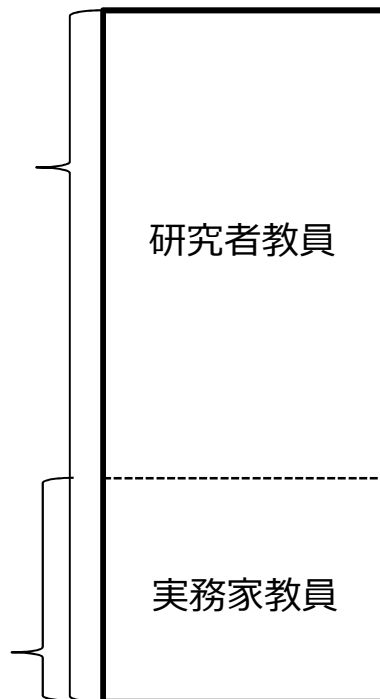
### ◆みなし専任教員に関する現行制度イメージ図

#### ①必要な専任教員

- 1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員
  - 又は
  - 2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数（小数点以下の端数は切り捨て）につき1人の専任教員を配置  
 （告示53号第1条第1項）
- ※ 1) 2) のいずれか多い方の数

#### ②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置  
 （告示第53号第2条第1項）  
 ※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置  
 （告示第53号第2条第3項,第5項）



③他の課程との兼務（ダブルカウント）  
 博士課程（区分制の場合は後期課程）の専任教員の兼務が可能  
 （専門職大学院設置基準第5条第2項）

#### ④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2（端数は四捨五入）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。  
 （告示第53号）第2条第2項

## ④法科大学院の入学選抜に関する努力義務規定の削除

目的： 法科大学院の入学選抜に関し、3割以上を法学未修者等となるよう努めなければならないこととなっているところ、この努力義務規定により入学選抜の競争性を犠牲にせざるを得ない状況であり、入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘があることから、各法科大学院の創意工夫による適切な入学選抜が実施できるよう環境を整備  
 対応： 法科大学院の入学選抜における**法学未修者等の割合を3割以上とする努力義務規定を削除**

# 専門職大学院設置基準等の改正について（案）

## 1. 専門職大学院の教員組織の改正方針（ダブルカウント・みなし専任教員等）について

### I. 経緯

- 平成28年8月に取りまとめられた専門職大学院ワーキンググループの報告書において、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきであるなど、教員組織に関する基準改正について提言を受けたところ。

#### 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について（抜粋）

（平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ）

### II. 具体的改善方策

#### 3. 教員組織

- 実務家教員の3分の2以内は、専任教員以外の者でも、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うもので足りるとされている。この、いわゆるみなし専任教員制度の活用により、最新の知識を有する実務家教員を効果的に教育の現場に取り込むことが必要である。この趣旨を更に生かすため、みなし専任教員の担当科目数について、大学院の運営についての責任（教授会構成員として責任のある参画を想定）を担保することを前提として緩和することを検討すべきである。その際、教育の質が低下しないよう留意が必要である。

（略）

- 社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。

（略）

- 一方、修士課程の教員基準について、法学分野については、複数専攻を設ける場合の緩和措置が設けられていることから、専門職学位課程においても、法学分野においては、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和することを検討すべきである。

- これを受けて、平成29年1月より引き続き同ワーキンググループにおいて、教員組織に関する制度改正の方針について、上記報告書とりまとめ以降、計4回にわたり審議を重ね、大学院部会も含めて以下の改正方針で了解を得られたので、本分科会においても御審議願いたい。

## II. 改正方針

### (1) ダブルカウントに係る現行制度及び改正の必要性

○専門職大学院制度の創設に当たっては、専門職大学院での教育に専念する教員を一定程度確保して教育の質を担保する必要があることから、専門職大学院に必要とされる教員は、学部が必要とされる教員数に算入できないこととし、さらに、専門職大学院は、修士課程及び博士課程の前期課程のいずれでもないことから、専門職大学院に必要とされる教員は修士課程及び博士課程に必要とされる教員数に算入できないこととされた。

○専門職大学院制度の発足時においては、一定数の教員確保に困難が伴うことが予想されることや、平成11年に創設された専門大学院がすべて専門職大学院に移行することを勘案して、専門職大学院に必要とされる教員であっても、制度発足からの特例措置として、10年間は、専門職大学院に必要とされる教員数の3分の1までは、学士課程・修士課程において必要とされる教員数に算入することができた。また、研究者養成の観点から、専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に進む途が開かれていることも勘案して、博士後期課程に必要とされる教員数については、専門職大学院に必要とされる教員数の全てについて算入することができた。

(博士後期課程については10年間の特例措置後も恒常的措置として専門職大学院に必要とされる教員の全てを算入することが認められた。)

○専門職大学院の教員組織の一定の独立性を図ることにより、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。

○このように他の課程との教員組織が分断されたことにより、同分野の学部と専門職大学院との教育課程における連携が促進されず、教授会の縦割りが構築され、学部生が専門職大学院に進学する機会を狭めているとともに、専門職大学院の実践的な教育手法等を学部教育にも活用していくことが進まない一因となっている。

○特に法科大学院や教職大学院、臨床心理系など、職業資格に係る専門職大学院については、中央教育審議会の他の委員会等でも学部教育との連携が不可欠であるといった指摘がされているものの、現行制度では教員組織が分断されていることから、連携できる範囲に限界がある。

○本制度改正が実現されれば、学部教育に対しても専門職大学院で行われている質の高い実践的な教育手法等を還元することができ、専門職大学院のみならず、学部教育の質的向上も期待できる。

- その他、現在でも専門職大学院の教員が関連する学部において兼任教員として授業を担当することは一般的に行われているが、当該学部の専任教員でないため、教授会のメンバーとして学部の運営に参画することは困難となっており、また大学の中には、専任教員でなければ学部のゼミを担当することができないとしているところもある。
- また、各研究科のポリシーとして高度専門職業人養成を掲げていることを踏まえ、修士課程から専門職学位課程への移行を検討している大学もあるが、現行制度では教員組織が学部と分断されるとの懸念があることから移行に躊躇する例も存在する。
- なお、既に各分野別認証評価機関の評価基準において、教員の教育負担が過度にならないように確認する基準が設けられていることや、先般の学校教育法等の改正により、新たに外部有識者等から構成される「教育課程連携協議会」を設置し、教育課程の編成に関する基本的な事項や教育課程の実施状況の評価に関する事項を審議する（平成31年4月施行）ことから、複数の外部からの視点による教育の質保証に関する仕組みが設けられることとなった。
- 今後、少子高齢化が進む中で我が国が持続的に成長するためには、国民一人当たりの労働生産性を向上させる必要があり、高度専門職業人養成のための中核的教育機関である専門職大学院制度のより一層の充実強化が求められる。これらの改正を行うことにより、専門職大学院の量的確保及び学部教育も含めた教育の質的向上に関する課題等の解決に資することが期待される。

## (2) 改正内容

### ①ダブルカウント（専門職学位課程と他の課程との兼務）

#### ①恒常的措置

目的：学士課程との連携の強化や他分野との学際的連携の促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務（現行制度）＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務を認める（修士課程は引き続き不可）

#### ②移行措置

目的：既存の修士課程等から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記①＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める

条件：修士課程等との兼務は、今後、新たに専門職大学院を設置する場合のみとし、設置後5年間まで認める

※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

### ②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的：渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）（現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

### ③みなし専任教員の要件緩和

目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応：「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正

## (3) 施行期日

○平成30年4月1日施行予定とする。





②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的：渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）**

（現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

③みなし専任教員の要件緩和

目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応：「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

◆みなし専任教員に関する現行制度イメージ図

①必要な専任教員

- 1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員

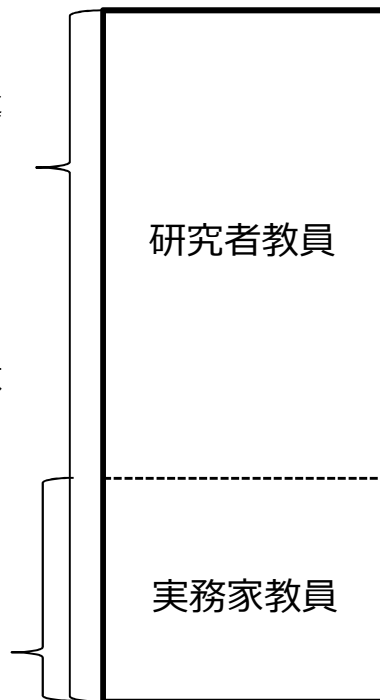
又は

- 2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数（小数点以下の端数は切り捨て）につき1人の専任教員を配置  
（告示53号第1条第1項）

※ 1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置  
（告示第53号第2条第1項）  
※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置  
（告示第53号第2条第3項,第5項）



③他の過程との兼務（ダブルカウント）

博士課程（区分制の場合は後期課程）の専任教員の兼務が可能  
（専門職大学院設置基準第5条第2項）

④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2（端数は四捨五入）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。  
（告示第53号）第2条第2項

## 2. 法科大学院の入学者選抜に関する改正について

### I. 経緯

○法科大学院等特別委員会においては、平成28年11月から7回にわたり、法科大学院教育等の改善について御議論いただいているところ、現時点までに制度的措置を要する改善方策として、以下のような事項が挙げられている。

- ①法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務（ダブルカウント）を一定割合認める設置基準改正
- ②入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示の改正

○法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務を含む、教員組織に関する改正については、前述のとおり専門職大学院ワーキンググループで平成29年1月から4回の議論を経て、改正方針が取りまとめられたところである。

○一方、入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示についても、これまでの法科大学院等特別委員会において、以下の改正方針で了解を得られたので、本分科会においても御審議願いたい。

### II. 改正方針

#### (1) 入学者選抜に係る現行制度及び改正の必要性

○法科大学院の入学者選抜については、専門職大学院設置基準第19条において「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める」ことが求められているほか、入学者の多様性を確保するため、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第3条において、以下の内容が定められている。

#### 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

#### 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の入学者選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

○各法科大学院においては、この規定も踏まえて入学者の多様性の確保に取り組んでいるところであるが、平成29年度入学者に占める法学系課程以外の出身者又は実務経験者（以下「純粋未修者又は実務経験者」という。）の割合は約25%となっている。

○純粋未修者や実務経験者の割合は増やすべきではあるが、純粋未修者をはじめ法科大学院志願者が減少する中で、純粋未修者や実務経験者を一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保から適当ではない状況にある。

○ついでには、設置基準において引き続き入学者の多様性を確保する努力義務は課しつつ、純粋未修者又は実務経験者を3割以上入学させる努力義務を定めている告示を見直すこととしたい。

## (2) 改正内容

### ④法科大学院の入学者選抜に関する規定の削除

目的：各法科大学院の実情に応じた柔軟な入学者選抜の実施

対応：設置基準において引き続き入学者の多様性を確保することを求めつつ、入学者に占める純粋未修者の割合に関する告示の数値基準を削除

## (3) 施行期日

○平成30年4月1日施行の方向で調整。

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ  
「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(概要)

現状課題

- 専門職大学院は、平成15年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 一方、社会(「出口」)との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラム提供ができていない、学位の付加価値についての理解を得られていない等のため、制度導入時に期待されていたほどの広がりには至っていない。
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するため、**専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題**であり、**高度専門職業人養成機能の一層の充実強化**が必要

今後の方向性

①高度専門職業人養成機能の充実・強化

- ・自らの強みや特徴を伸ばすための取組促進
- ・高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化

③多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して特色ある教育プログラムを提供

②社会(「出口」)との連携強化

- ・社会(「出口」)との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込むことが必要

④分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

- ・**高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要。特に、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等の専門職学位課程へ移行を促す方策についても検討**が必要。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方におけるニーズを踏まえることが必要。

具体的改善方策

アドバイザーボード	・関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなる <b>アドバイザーボードの設置</b>
教育課程等	・ステークホルダー等の参画を得た上での <b>コアカリキュラムの策定</b> 促進 ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討等
教員組織	・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、 <b>専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討</b> (新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置) ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
認証評価	・認証評価機関は、 <b>修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映</b> させることが必要。 ・ <b>機関別評価と分野別評価の効率化</b> (機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討) ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
情報公開の促進	・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、 <b>社会(「出口」)との連携方策の策定・公表</b> ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進
新たな認定制度	・①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成といった各専門職大学院の強みや特色を打ち出すための組織的取組を促すため、 <b>①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度</b> を検討。導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案

# 専門職大学院ワーキンググループ審議経過

## 第8期

### (第1回) 平成29年1月20日(金)

- 議事：(1) 専門職大学院ワーキンググループの運営について  
(2) 専門職大学院ワーキンググループの公開に関する事項について  
(3) 報告書を踏まえた対応状況・方針について  
(4) その他

## 第9期

### (第2回) 平成29年6月5日(月)

- 議事：(1) 専門職大学院ワーキンググループの運営について  
(2) 専門職大学院ワーキンググループの公開に関する事項について  
(3) 報告書を踏まえた対応状況・方針について  
○「教育課程連携協議会」及び教員組織の見直しについて議論  
(4) その他

### (第3回) 平成29年6月29日(木)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の改善方策について  
○「教育課程連携協議会」及び教員組織の見直しについて議論  
(2) その他

### (第4回) 平成29年8月29日(火)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の改善方策について  
○教員組織の見直しについて議論  
(2) その他

## ○ 大学院部会

### (第82回) 平成29年10月31日(火)

- 議事：(1) 大学院教育の在り方について  
○教員組織の見直しについて議論  
(2) その他

## ○ 大学分科会

### (第136回) 平成29年7月3日(月)

- 議事：(2) 専門職大学・専門職短期大学の制度設計について  
○専門職大学院における教育課程連携協議会について議論

### (参考) 第8期における審議経過

- |                      |             |              |          |
|----------------------|-------------|--------------|----------|
| (第1回) 平成27年12月21日(月) | (第2回) 平成28年 | 1月13日(水)     |          |
| (第3回) 平成28年          | 2月15日(月)    | (第4回) 平成28年  | 3月9日(水)  |
| (第5回) 平成28年          | 4月5日(火)     | (第6回) 平成28年  | 5月24日(火) |
| (第7回) 平成28年          | 6月20日(月)    | (第8回) 平成28年  | 7月14日(木) |
| (第9回) 平成28年          | 7月27日(水)    | (第10回) 平成28年 | 8月10日(水) |

### ○ 大学分科会・大学院部会

- |         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| (第78回)  | 平成27年 | 8月31日(月) | 大学院部会 |
| (第79回)  | 平成28年 | 3月1日(火)  | 大学院部会 |
| (第80回)  | 平成28年 | 9月5日(月)  | 大学院部会 |
| (第128回) | 平成28年 | 6月24日(金) | 大学分科会 |
| (第129回) | 平成28年 | 9月9日(金)  | 大学分科会 |

## 中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ委員名簿

専門委員：平成29年6月5日発令

(正委員) 1名

有 信 睦 弘 国立研究開発法人理化学研究所理事

(臨時委員) 1名

川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長 (教授)

(専門委員) 10名

浅 羽 茂 早稲田大学大学院経営管理研究科長・教授

大 竹 由希子 日立金属株式会社人事総務本部人材開発・ダイバーシティ推進  
部主任部員

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

上 西 研 山口大学学長特命補佐、大学院技術経営研究科教授

杉 本 徳 栄 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

添 田 久美子 和歌山大学学長補佐 (教員養成改革担当)、大学院教育学研究  
科教職開発専攻長・教授

中 山 健 夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻長・教授 (健康  
情報学)

前 田 早 苗 千葉大学国際教養学部教授

松 崎 佳 子 広島国際大学大学院心理科学研究科特任教授

宮 脇 淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

計 12名

\*有信委員の発令日は平成29年2月15日

\*川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

\*片山委員の発令日は平成29年3月30日



## 第9期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員名簿

委員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年5月30日発令

(委員) 3名

有 信	睦 弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
五 神	真	東京大学総長
室 伏	きみ子	お茶の水女子大学長

(臨時委員) 22名

天 野	玲 子	国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
井 上	眞 理	九州大学名誉教授
池 尾	恭 一	明治学院大学経済学部教授、慶應義塾大学名誉教授
大 島	ま り	東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
岡 島	礼 奈	株式会社 ALE 代表取締役
檜 見	由美子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
加 納	敏 行	日本電気株式会社中央研究所主席技術主幹
川 嶋	太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授
川 端	和 重	北海道大学大学院先端生命科学研究院教授
神 成	文 彦	慶應義塾大学理工学部教授
車 谷	暢 昭	シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社 代表取締役会長兼共同代表、公益社団法人経済同友会教育改革委員会委員長
小 西	範 幸	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科長・教授
佐久間	淳 一	名古屋大学大学院人文学研究科長
迫 田	雷 蔵	株式会社日立総合経営研修所代表取締役取締役社長
高 橋	真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
田 中	明 彦	政策研究大学院大学長
永 里	善 彦	株式会社旭リサーチセンターシニア・フェロー、一般社団法人日本経済団体連合会未来産業・技術委員会産学官連携推進部会部会長
沼 上	幹	一橋大学理事・副学長（教育・学生、大学経営戦略担当）
藤 原	章 正	広島大学大学院国際協力研究科教授
堀切川	一 男	東北大学大学院工学研究科教授
湊	長 博	京都大学理事・副学長
宮 浦	千 里	東京農工大学副学長

計25名

※大島臨時委員の発令日は平成29年3月29日



# 法科大学院等特別委員会審議経過

## 第8期

### (第77回) 平成28年11月30日(水)

- 議事：(1) 平成28年司法試験予備試験の結果等について  
(2) 法科大学院法学未修者選抜ガイドライン等に関する検討ワーキング・グループの審議状況について  
(3) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて  
(4) 法学部教育等の在り方について  
(5) その他

### (第78回) 平成29年2月13日(月)

- 議事：(1) 法科大学院教育状況調査について  
(2) 法科大学院法学未修者選抜ガイドラインについて  
(3) 法科大学院特別委員会における今後の審議について  
(4) その他

## 第9期

### (第79回) 平成29年3月30日(木)

- 議事：(1) 座長の専任等について  
(2) 第9期の審議に関する主な論点について  
(3) その他

### (第80回) 平成29年5月17日(水)

- 議事：(1) 平成29年度入学者選抜実施状況及び平成28年度修了認定状況について  
(2) 共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループの設置について  
(3) 法科大学院等の教育の改善・充実について  
(4) その他

### (第81回) 平成29年7月20日(木)

- 議事：(1) 法科大学院等の教育の改善・充実について  
(2) その他

### (第82回) 平成29年10月2日(月)

- 議事：(1) 平成29年司法試験の結果等について  
(2) 法科大学院教育状況調査ワーキング・グループの設置について  
(3) 共通到達度確認試験について  
(4) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて  
(5) 法科大学院等の教育の改善・充実について  
(6) その他法科大学院等の教育の改善・充実について  
(7) その他

### (第83回) 平成29年11月22日(水)

- 議事：(1) 平成29年司法試験予備試験の結果等について  
(2) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて  
(3) 法科大学院教育等の改善・充実について  
(4) その他

## 第9期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年4月24日発令

専門委員：平成29年3月30日発令

(委員)	2名		
		有 信 睦 弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
		清 原 慶 子	三鷹市長
(臨時委員)	2名		
		檜 見 由美子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
		土 井 真 一	京都大学法学系（大学院法学研究科）教授
(専門委員)	24名		
		磯 村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
		井 上 正 仁	早稲田大学大学院法務研究科教授
		岩 谷 十 郎	慶應義塾大学大学院法学研究科委員長・法学部長
		岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		大 沢 陽一郎	読売新聞西部本社編集局総務
		大 貫 裕 之	中央大学大学院法務研究科教授
		加 賀 讓 治	創価大学大学院法務研究科長
		笠 井 治	弁護士
		片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
		鎌 田 薫	早稲田大学総長・大学院法務研究科教授
		吉 川 崇	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
		木 村 光 江	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授
		酒 井 圭	弁護士
		潮 見 佳 男	京都大学人文・社会科学域長、法学研究科教授
		杉 山 忠 昭	花王株式会社執行役員 法務・コンプライアンス部門統括
		瀬 領 真 悟	同志社大学大学院法学研究科長・法学部長
		染 谷 武 宣	司法研修所事務局長
		高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
		中 島 康 予	中央大学法学部教授
		長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
		日 吉 由美子	弁護士
		松 下 淳 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		丸 島 俊 介	弁護士
		山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 28名

平成29年11月1日時点

※土井委員：平成29年3月30日～平成29年4月23日の間は「専門委員」として発令

※檜見委員：平成29年3月30日～平成29年5月29日の間は「専門委員」として発令

※吉川委員：平成29年10月2日発令